

## 益田市設計・測量・調査等業務成績評定要領

### （目的）

第1 この要領は、益田市の所掌する設計・測量・調査等業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

### （評定の対象）

第2 この要領において評定の対象となる設計・測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）は、原則として1業務の委託金額が100万円以上の委託業務等のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、維持管理業務、災害調査業務、緊急に必要な業務、その他特殊な業務等で、市長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(イ) 「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」（平成17年4月1日施行）に定める委託業務等

(ロ) 建築に関する設計業務又は診断業務（以下「建築設計業務等」という。）

### （評定者）

第3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という）は、益田市建設工事等検査規則第2条及び第3条に定める検査官、検査職員（以下「検査員」という。）並びに益田市建設工事等監督要綱（平成19年益田市告示第65号）に定める総括監督員及び主任監督員又は監督員とする。

### （評定の時期）

第4 評定者は、委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行う。

### （評定の方法）

第5 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

2. 評定は、委託した業務の主たる内容により「地質調査・測量・調査業務成績考課表」、「設計業務（概略〔予備〕設計）成績考課表」、「設計業務（詳細設計）成績考課表」のいずれか一つで行う。

3. 評定方法は、「考査基準」により行う。

4. 前2項の規定にかかわらず、建築設計業務等の評定は、別に定める。

### （評定の報告）

第6 評定者は、第5の「業務成績考課表」の結果を「委託業務成績評定

表」以下「成績評定表」という)に記載し、益田市契約規則第32条に規定する完了確認検査復命書に添付して市長の決裁を受けるとともに、当該決裁後、総務管財課長に成績評定表を送付するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 市長は、完了確認検査復命書の報告があったときは、遅延なく、当該業務の受注者に対して評定の結果を委託業務成績評定通知書(様式第5号。以下「成績評定通知書」という)により通知する。

2 委託業務成績評定通知書には、項目別評定点表(様式第6号)を添付する。

(評定の修正)

第8 市長は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 前項の修正を行ったときは、遅延なく、その結果を当該業務の受注者に通知する。

(説明請求)

第9 第7または第8による通知を受けた者は、通知のあった日から14日(休日を含む)以内に書面により市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答する。

3 前2項の事項については、第7または第8の通知において明らかにする。

(評定委員会)

第10 市長は、第9の回答をする場合、益田市委託業務等成績評定委員会(以下「評定委員会」という)に意見を求めることができる。

2 前項の評定委員会の組織は、益田市工事成績評定要領の規定する益田市工事成績評定委員会をもって充てる。

3 評定委員会は、次の各号に定める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 説明請求に対する回答に係る事項

(2) 委託業務等成績評定の通知に係る事項

(3) その他委託業務等成績評定の運用に係る事項

(成績評定表の保管)

第11 成績評定表は、総務管財課で保管する。

(その他)

第 1 2 この要領に定めるもののほか、市の所掌する委託業務成績評定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の益田市設計、測量、調査等業務成績評定要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日以降に契約する業務に適用し、同日前に契約した業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

様

益田市長 山本浩章 印  
( 部 課)

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、益田市設計・測量・調査等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日から14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
3. 完了検査年月日 令和 年 月
4. 評定点 点（別表のとおり）
5. 送付先 〒698-8650  
島根県益田市常盤町1番1号  
益田市役所 部 課長あて
6. 手続き等の 課 係  
問い合わせ先 TEL